

審第1158号－1

答申第624号

令和7年6月5日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年12月14日付け千が第2041号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第897号

平成29年2月5日付けで審査請求人から提起された、平成29年1月31日付け千が第2028号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年1月10日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「第6回千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会の記者会見に関する文書一切。たとえば、その会見についてわかる文書、会見までの過程、起案、議事録・会議報告書、検証委員会からの文書、検証委員会宛ての文書、関係者からの文書、関係者への文書、出席者の選定、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他のメモ、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、食糧費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書および国家公務員法等でそれらに相当する文書、贈与等報告書、調査資料、配布資料、記念誌、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して下記（１）及び（２）の決定を行った。

（１）平成２９年１月３１日付け千が第２０２８号により、本件請求に係る行政文書を保有していないとし、行政文書不開示決定（以下「本件決定１」という。）を行った。

（２）平成２９年１月１０日付け病経管第１６２８号により、「平成２６年度（振替兼）支出回議書「第６回千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会（記者会見）会場使用料」」を特定し、行政文書部分開示決定（以下「本件決定２」という。）を行った。

４ 審査請求

審査請求人は、本件決定１を不服として、平成２９年２月５日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

１ 審査請求の趣旨

本件決定１の処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した文書は全て開示するとの決定を求める。

２ 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

審査請求人は、千葉県がんセンターの腹腔鏡下手術に係る問題で千葉県と訴訟中であり、本件対象文書が決定的な証拠となるものであった。病院局の本部の方にだけ対象文書が存在し、腹腔鏡下手術に係る問題を惹起したがんセンターには対象文書が全く存在しないとは、にわかには措信しがたい。しかし、それでもなお、不存在とすることは、明らかに、真実を隠蔽し、千葉県にとって不当に有利に訴訟を進行させるためである。

３ 反論書の趣旨

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一

度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。慣例に従って、再度の探索をすべきである。

本件開示請求の内容からして、本件担当課が全く文書を取得・作成していないとは到底考えられない。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分の内容について

(1) 審査請求にかかる処分について

本件審査請求に係る処分は、本件決定1である。

(2) 行政文書開示請求について

審査請求人は、前記第2 2のとおり本件請求を行った。

(3) 対象行政文書の特定及び内容について

本件請求を受けて、本件開示請求に関する行政文書を探索した結果、不存在であったことから、本件決定1を行った。

2 処分の理由

本件開示請求に関する行政文書が不存在であったため、不開示としたものである。

3 弁明の理由

審査請求人は、前記第3 2のとおり主張する。

しかしながら、本件開示請求に関する行政文書を作成又は取得している事実はなく、不存在であったため、不開示としたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定1の妥当性について

本件請求の内容は「第6回千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会（以下「検証委員会」という。）の記者会見に関する文書一切」について、開示を求めるものである。

審査請求人は、実施機関が行った本件請求の対象となる文書を不保有とした行政文書不開示決定について取消しを求めており、請求対象文書の特定漏れを主張して

いると判断されることから以下検討する。

審査会が事務局職員をして実施機関に対して聞き取りを行なわせたところ、本件腹腔鏡下手術での死亡事例への対応については、客観的・専門的立場から原因を究明する等の理由により、実施機関において独立した委員会である検証委員会を設置し、検証委員会が独自に調査、検証を行った、とのことであった。そして、本件請求の対象文書については、検証委員会が記者会見を行ったものであり、当該事故の当事者である千葉県がんセンターは本件請求に係る文書を保有していない、とのことであった。

また、本件決定1に係る直接の担当課ではないものの、検証委員会の事務局となっており、本件請求に関して何らかの文書を保有している可能性のある病院局経営管理課（以下「経営管理課」という。）に対しても聞き取りを行わせた。

経営管理課によれば、同課は検証委員会の事務局ではあったものの、本件は腹腔鏡下手術での死亡事例という専門性の高い事案であり、また、第三者委員会の独立性に鑑み、検証委員会が行う記者会見について、会場の設営等の事務作業のみを行うこととした。

そのため、第6回検証委員会が平成27年2月5日の午後1時から午後5時頃まで行われた直後に、検証委員会の会長が記者に対して当日の会議結果を説明する形で記者会見が実施されたが、経営管理課は、記者会見に関する事務作業として、会場使用料の支払いのみを行ったとのことである。

したがって、経営管理課では、本件請求に対する文書として、本件決定2により別途部分開示を行った支出証拠書類を除き、本件請求に係る文書を保有していない、とのことであった。

そうすると、本件請求に対する文書について、これを作成又は取得しておらず保有していないため、本件決定1を行ったとする実施機関の弁明に、不自然、不合理な点は認められない。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

よって、実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成29年12月14日	諮問書の受付
令和 7年 3月26日	審議
令和 7年 4月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)